

## ⑨ 障害福祉事業のマネジメント

**課題 :** テキストや関連資料を調べ、社会福祉法人の性格・仕組み・行う事の出来る事業・運営意思決定体制等を述べなさい。又、これから社会福祉法人の果たす役割についてあなたの意見を述べなさい。

社会福祉法人とは、昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法(現:社会福祉法)により創設された法人である。社会福祉法人は、同法第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と規定されている。

社会福祉法人は、民法第34条に基づく営利を目的としない公益法人から発展した特別法人であり、社会福祉事業法では、資産要件、組織運営のあり方、収益事業の取り扱い、残余財産の取り扱い、所轄庁の規制監督の点において、民法上の公益法人に関する規定よりも厳格に定め、国は社会福祉事業の「純粹性」を保ち、その「公共性」を高めようとしたのである。

創設の背景・経緯として、当時、強い公的規制の下、社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持するために、公益法人に代わる新たな法人制度を確立する必要性が生じた。そして、昭和25年10月の社会保障制度審議会における「社会保障制度に関する勧告」を受けて、憲法第89条「公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」とする公金支出禁止規定を回避するために、社会福祉事業法により「公の支配」に属する法人として設けられた。公的責任の原則(公私分離の原則)が適用されている。

しかし、実際には国等の事業を社会福祉法人が受託して行なう仕組み(措置)が一般化した。また、社会福祉法人に対する支援・助成として、施設整備に対する補助金助成、税制上の優遇措置、退職手当共済制度などがある。支援・助成と併せて一体的に規制・監督が行われるが、これは安定的な事業の実施を確保するための仕組みとして制度化されている。

規制・監督とは、どういった内容なのだろうか。法人の設立の際に必要な資産の確保や組織運営に関して一定の要件を課す、適正な施設運営を確保するための支出対象経費や繰入れ等に関する規制、事業収入は原則として配当や収益事業に支弁不可(社会福祉事業のみに充てられる)、適正運営を担保するため役員の解雇勧告や法人の解散命令等の強力な公的関与手段が法律上与えられる、寄付された財産はその法人の所有となり財産分与は認められない、法人を解散した場合の残余財産は定款の定めにより国庫又は他の社会福祉法人に帰属する、といったものがあるようだ。

社会福祉法人が行える事業は、大きく3つに分けられる。社会福祉事業、公益事業、収益事業である。その概要として、社会福祉事業は、第1種社会福祉事業(特別養護老人ホーム、ケアハウスなど)と第2種社会福祉事業(デイサービス、障害福祉サービス事業、保育所など)の2種類がある。

公益事業(社会福祉事業であっても定員等により公益事業とされるもの、居宅介護支援事業など)、収益事業(法人所有不動産の賃貸、駐車場の経営、公共施設における売店経営など。社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、継続して行い、法人の社会的信用を傷つけないもの)である。社会福祉事業は社会福祉法の第2条に定められているため、任意に社会福祉事業を設定することはできず、社会福祉事業を行わずに収益事業や公益事業を行うこともできない。また、公益事業や収益事業で得た収入は、社会福祉事業の為に使うなど、あくまでも社会福祉事業の従たる位置づけとなる。

社会福祉法人は、前述のようにその設立・運営について、一定の要件が課せられている。法人の主たる業務については、理事が理事会において方針を立て、決定を行い、責任を負うが、その監査等を行う為に監事が置かれ、また適切な事業運営を図るための機関として評議員が開く評議会(評議員会)が存在する。

さて、社会福祉法人は戦後の混乱期から現在に至るまで、主たる福祉サービスの提供の担い

手として、中核的な役割を果たしてきた。社会福祉法第24条において、「社会福祉法人は、福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。」と規定され、自主性・サービスの質の向上・運営の透明性が求められている。

現在、福祉の世界では法改正や報道といった影響、また社会全体の抱える大きな問題として注目を集めている。高齢者による老老介護、障害者の家庭の問題、そういった状況の中、法人に求められる役割とは何なのだろう。私には、経営といった類のことは未だ難しくて理解できない。その上で考えていると、時代のニーズに合わせたサービスの提供が浮かんだ。ニーズに合わせたサービスというのは単一でない。様々である。それに合わせたマンパワーの育成が求められるのだろう。

### 講評 :

レポート課題を簡潔にまとめておられたよいレポートです。法人経営と言われても現場はぴんと来ないと思いますが、運営の透明性を実現していく上では、運営意思決定体制についてよく知っておくことが必要です。今度とも活躍を期待しております。